

浅口市職員のハラスメントの防止等に関する条例

令和6年6月26日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、職場におけるハラスメントの防止及び排除のための措置、ハラスメントの被害者への配慮並びにハラスメントに起因する問題に適切に対応するための措置等に関し必要な事項を定めることにより、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員が能率を発揮し、快適に働くことができる勤務環境の確立を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項及び同条第3項に規定する職員のうち、市議会議員を除く全ての市職員をいう。

(2) 職場 職員がその職務を遂行する場所をいう。ただし、出張先その他職員が通常勤務する場所以外の場所で、実質的に職務と相当因果関係があるものを含むものとする。

(3) 所属長 部長、課長及びこれらに準ずる者をいう。

(4) ハラスメント 次のアからエまでに掲げる行為をいう。

ア パワーハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害すること又は勤務環境を悪化させることをいう。

イ セクシュアルハラスメント 性的な言動により、職員に不快感を与えること又は勤務環境を悪化させることをいう。

ウ 妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメント 妊娠、出産、育児、介護等に関する言動又は妊娠、出産、育児、介護等に関する制度等の利用に関する言動により、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与えること又は勤務環境を悪化させることをいう。

エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、人格若しくは尊厳を傷つける言動により、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与えること又は勤務環境を悪化させることをいう。

(5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

(任命権者の責務)

第3条 任命権者は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 任命権者は、ハラスメントに関する相談及び苦情の申出(以下「相談・苦情」という。)、相談・苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、ハラスメントをしてはならない。

2 職員は、第6条の基本方針の内容を十分認識して行動するよう努めなければならない。

3 職員は、良好な勤務環境を確保するためハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めなければならない。

(職員に対する基本方針)

第6条 市長は、ハラスメントを防止し、ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項について、基本方針を定めるものとする。

2 市長は、職員に対し、前項の基本方針の周知徹底を図らなければならない。

(研修等)

第7条 市長は、ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

2 市長は、ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。

(相談・苦情への対応)

第8条 市長は、ハラスメントに関する相談・苦情が職員からなされた場合に対応するため、相談・苦情を受ける職員(以下「相談員」という。)を配置し、相談員が相談・苦情を受けるための必要な体制を整備しなければならない。

(対策委員会)

第9条 市長は、ハラスメントに関する相談・苦情を調査審議し、公平な処理に当たるため、浅口市ハラスメント対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(プライバシーの保護及び秘密の保持)

第10条 職員、相談員及び委員会の委員は、相談・苦情に係る当事者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。